「横浜を取り巻く環境変化に関する基礎調査委託」に係る提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

１　件名

横浜を取り巻く環境変化に関する基礎調査委託

２　業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は約 14,000 千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

３　参加に係る手続き

(1) 参加意向申出書（様式１）の提出期限

提出期限　平成 28 年８月５日（金）午後５時まで（必着）

(2) 提出先　　横浜市政策局政策部政策課　担当　新堀・長谷川

〒231-0017　横浜市中区港町１丁目１番地

(3) 提出方法　郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）又は持参

（注意）・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

・持参の場合は、平日午前９時～正午と午後１時～５時に、政策局政策課にて受け付けます。（以下、同様）。

(4) 提出書類

ア　参加意向申出書（様式１）　　１部

イ　誓約書（別紙１）　　１部

ウ　委託業務経歴書（別紙２）　　１部

エ　提案資格確認結果通知書の返信用封筒　　１部

※定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先のあて先を明記の上、82 円分の切手を貼付してください。

(5) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書（様式１）を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を提案資格確認結果通知書（様式２）により通知します。なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式６）を送付します。

ア　通知日　平成 28 年８月 10 日（水）発送

イ　その他　提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認めれなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日後の午後５時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

４　質問書（要領-１）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限　平成 28 年８月 17 日（水）午後５時まで（必着）

(2) 提出先　　横浜市政策局政策部政策課　担当　新堀・長谷川

〒231-0017　横浜市中区港町１丁目１番地

電話　：045-671-2010

FAX　：045-663-4613

E-mail:ss-seisaku@city.yokohama.jp

(3) 提出方法　持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

（注意）　・持参以外は着信確認を行ってください。

・質問書には、回答送付用の電子メールアドレスを必ず明記してください。

(4) 回答日及び方法　平成 28 年８月 23 日（火）までに電子メールにより送付します。

５　提案書の内容

(1) 提案書は、別添の所定の書式（様式５及び要領-２～５、８）に基づき作成するものとします。

(2) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア　業務実施体制について（要領-２）

イ　予定技術者（資格者）の経歴等について（要領-３）

業務実施体制（要領-２）に記載した全ての予定技術者について、今回業務と同種・類似業務を中心に経歴等を記入してください。

ウ　予定技術者（資格者）の同種・類似業務実績について（要領-４）

業務実施体制（要領-２）に記載した全ての予定技術者について、本業務に生かせると考えられる同種・類似業務の実績及び成果を詳細に記入してください。

エ　提案内容について（要領-５）

用紙の大きさはＡ３版横（片面)、最大１頁とします。

オ　提案書の開示に係る意向申出書（要領-８）

(3)　提案内容は、次の課題に対する提案とします。

課題：①都市が現在置かれている状況、及び今後想定される変化を踏まえ、都市の将来予測を行うにあたり、有効な手法をその理由と合わせて、提案してください。

②本市が持続的に成長・発展していくために、本市の置かれた現状を踏まえ、今後取組の重要性が増すと考えられる課題をあげ、対応の方向性を提案してください。

(4) 配置予定技術者（資格者）の条件は、次のとおりとします。

現場責任者もしくは担当技術者のいずれかに、技術士（建設部門(都市及び地方計画)）の資格を有する者を１名以上含むこと。

(5) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア　提案は、文章・図表・グラフ等を使用し、わかりやすく簡潔に記述してください。

イ　文字は注記等を除き原則として 11 ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

ウ　多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

(6) 提案書評価基準における「男女共同参画に関する取組」の状況を示す資料として、次のとおり有効期間内の資料を提出してください。

対　象	提出資料	部　数
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	２部
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	
次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）を取得している場合	「基準適合一般事業主認定通知書の写し」または「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）を取得している場合	「認定通知書の写し」	
よこはまグッドバランス賞の認定を取得している場合	「認定通知書の写し」または「認定証の写し」	

※上記の計画の策定や認定の取得が無い場合は、資料の提出は不要です。

６　評価基準

提案書評価基準のとおり

７　提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア　提出部数　２部（正１部、複写用１部）

イ　提出先　　３(2)と同じ

ウ　提出期限　平成 28 年８月 29 日（月）午後５時まで（必着）

エ　提出方法　持参又は郵送（郵送の場合は一般書留、簡易書留又は特定記録郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

(2) その他

ア　所定の様式以外の書類については受理しません。

イ　プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ　提出された書類は、返却しません。

エ　プロポーザルに記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

オ　プロポーザルの提出は、１者につき１案のみとします。

カ　提案内容の変更は認められません。

キ　提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

８　プロポーザルに関するヒアリング

プロポーザルに関するヒアリングは行いません。

９　プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名　称	政策局第２入札参加資格審査・業者選定委員会	横浜を取り巻く環境変化に関する基礎調査委託プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委　員	政策局 総務部長 総務課長 大都市制度推進課長 政策課長 男女共同参画推進課長 報道担当課長 共創推進課長 大学調整課長 基地対策課長 総務課担当係長	政策局 総務課長 共創推進課長 文化観光局 企画課長 経済局 経済企画課長 こども青少年局 企画調整課長 健康福祉局 企画課長 建築局 企画課長 都市整備局 企画課長

10　特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を結果通知書（様式７）により通知します。

(1) 通知日　平成 28 年９月末日までに通知します。

(2) その他　特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日後の午後５時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

11　プロポーザルの取扱い

(1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

(2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

(3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

(4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

12　プロポーザル手続における注意事項

(1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載

をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせることがあります。

(2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

(3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、プロポーザル関係書類提出要請書及び特定されたプロポーザル等の内容に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、委託条件等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

(4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

13　無効となるプロポーザル

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

(6) 虚偽の内容が記載されているもの

(7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者

14　その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

ア　言語　日本語

イ　通貨　日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

プロポーザルを特定した者は、業務委託契約の締結にあたり契約書の作成を要します。

（要領-１）

平成　　年　月　日

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長　小林　一美　様

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名

質　　問　　書

業務名：横浜を取り巻く環境変化に関する基礎調査委託

質　　問　　事　　項

回答の送付先

担当部署
担当者名
電話番号
ﾌｧｸｼﾐﾘ番号

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

（要領-２）

業務実施体制

	予定技術者名 （所属・役職）	技術士（建設部門（都市及び地方計画））資格の有無	担当する分担業務の内容
現場責任者		有　・　無 登録日： 登録№：	
担当技術者	1）	有　・　無 登録日： 登録№：	
	2）	有　・　無 登録日： 登録№：	
	3）	有　・　無 登録日： 登録№：	
	4）	有　・　無 登録日： 登録№：	
	5）	有　・　無 登録日： 登録№：	
	6）	有　・　無 登録日： 登録№：	

注：　所属・役職については、提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等についても記載してください。また、有資格者については資格を証する書類（技術士登録等証明書の写し等）を添付してください。

（要領-３）

予定技術者（資格者等）の経歴等

本業務における役割	氏名	生年月日

担当する分担業務の内容

所属・役職

所有技術者（資格者）資格（資格の種類、部門、取得年月日）

業務経歴等

その他（発表論文・表彰・取得特許等）

手持ち業務の状況（　年　月　日現在）		
業務名称	発注機関名称	履行期限

注１：役割欄は、現場責任者・担当技術者の別を記入ください。

注２：業務経歴、その他については、今回業務と同種・類似業務等を中心に記入ください。

（要領-４）

予定技術者（資格者等）の同種・類似業務実績

本業務における役割		氏　名	
業務名称			
TECRIS 登録番号			
発注機関名 住　　所 電　　話 担当者名			
実施時期			
業務概要			
技術（業務）的特徴			

注１：役割欄は、現場責任者・担当技術者の別を記入ください。また、実績を確認できるように契約書（業務件名と契約実態が確認できる部分のみ）及び仕様書（業務内容が確認できる部分のみ）等を添付してください。

【提案内容】

（要領-８）

平成　年　月　日

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長　小林　一美　様

住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

提案書の開示に係る意向申出書

プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて次のとおり意向を申し出ます。

件名：横浜を取り巻く環境変化に関する基礎調査委託

上記の件について、

１．提案書の開示を承諾します。

２．提案書の非開示を希望します。
理由：

※本申出書は提案書の内容を非開示とすることを確約するものではありません。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開が妥当と判断される部分については開示する場合があります。

連絡担当者
所属
氏名
電話
ＦＡＸ
E－mail

（様式１）

平成　年　月　日

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長　小林　一美　様

住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

参　加　意　向　申　出　書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：横浜を取り巻く環境変化に関する基礎調査委託

連絡担当者
所属
氏名
電話
ＦＡＸ
E－mail

（様式２）

平成　　年　月　日

（商号又は名称）
（代表者職氏名）様

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長　小林　一美

提案資格確認結果通知書

次の件について、提案資格確認結果を通知します。

件名：横浜を取り巻く環境変化に関する基礎調査委託

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。
理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、　　年　　月　　日までに政策局政策課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者
所属　政策局政策課
担当　新堀、長谷川
電話　045-671-2010
FAX　045-663-4613
E－mail ss-seisaku@city.yokohama.jp

（様式５）

平成　　年　月　日

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長　小林　一美　様

住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

提　案　書

次の件について、提案書を提出します。

件名：横浜を取り巻く環境変化に関する基礎調査委託

連絡担当者
所属
氏名
電話
ＦＡＸ
E－mail

（様式６）

平成　　年　月　日

（商号又は名称）
（代表者職氏名）様

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長　小林　一美

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：横浜を取り巻く環境変化に関する基礎調査委託

提出書類
１　提案書（提出期限　平成 28 年８月 29 日）
２　質問書様式（提出期限　平成 28 年８月 17 日）
その他関係書類
１　業務説明資料
２　提案書作成要領
３　様式類（参考）
※その他関係書類は、横浜市政策局ホームページの入札・契約状況からダウンロードをお願いします。
http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/soumu/keiyaku/keiyaku.html

連絡担当者
所属　政策局政策課
担当　新堀、長谷川
電話　045-671-2010
FAX　045-663-4613
E－mail ss-seisaku@city.yokohama.jp

（様式７）

平成　年　月　日

（商号又は名称）
（代表者職氏名）様

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長　小林　一美

結　果　通　知　書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：横浜を取り巻く環境変化に関する基礎調査委託

結果①：最適であると特定しました。
　　契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定しませんでした。
理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、平成 28 年　　月　　日までに政策局政策課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者
所属　政策局政策課
担当　新堀、長谷川
電話　045-671-2010
FAX　045-663-4613
E－mail ss-seisaku@city.yokohama.jp

（別紙１）

平成　　年　　月　　日

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 小林　一美　様

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

誓　約　書

下記の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　平成 28 年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）に登載されています。
２　営業種目「各種調査企画」、細目「市場・世論調査」「コンサルティング（建設コンサルタント等を除く）」を登録しています。
３　平成 28 年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等）に登載されています
４　営業種目「建設コンサルタント業務」、細目「建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」を登録しています。
５　建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年４月 15 日号外建設省告示第 717 号）に基づく建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）をしています。
６　過去５年間に地方自治体の総合的な計画の策定支援業務または策定に関する基礎的調査業務の受託実績を有しています。
７　現場責任者もしくは担当技術者のいずれかに、技術士（建設部門(都市及び地方計画)）の資格を有する者を１名以上含んで提案できます。
８　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当していません。
９　成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年ではありません。
10　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者ではありません。
11　銀行取引停止処分を受けていません。
12　会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法(平成 11 年法律 225 号)に基づく再生手続きの申立がなされている者(更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。)ではありません。
13　参加意向申出書および提案書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（最近改正平成 27 年４月１日）の規定による指名停止を受けません。
14　横浜を取り巻く環境変化に関する基礎調査委託の完了まで、業務を履行できます。

以上

（別紙２）

平成　　年　　月　　日

委　託　業　務　経　歴　書

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長　小林　一美　様

業者コード
所在地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

件名　　横浜を取り巻く環境変化に関する基礎調査委託

過去５年間に地方自治体の総合的な計画の策定支援業務または策定に関する基礎的調査業務について、次のとおり委託業務経歴があります。

注　文　者	受注区分	件　　名	業　務　内　容	契約金額（千円）	履　行　期　間
	□　元請 □　下請				から まで
	□　元請 □　下請				から まで
	□　元請 □　下請				から まで
	□　元請 □　下請				から まで
	□　元請 □　下請				から まで

（注意）１　下請業務等については、注文者欄に元請者を記載し、その下に発注者を（　）で記載してください。
その場合、件名及び業務内容は、下請業務について記載してください。